

# 第 9 号議案

令和 4 年 6 月 10 日  
任 用 給 与 課

## 東京都規則の新設等について（勤務時間関係）

下記の東京都規則の新設等について、申請（別添）のとおり承認する。

### 記

- 1 令和 4 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 2 令和 4 年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 3 職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 4 学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 5 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 6 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 7 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正
- 9 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

## 1 令和4年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和4年度における夏季休暇の取得可能期間を拡大するため、規則を新設する。

項 該 目 当 条 文	内 容
規 定 の 内 容  本 文	<p>【「夏季の期間」の読替え】</p> <p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第26条に定める「夏季の期間」を以下のとおり読み替える。</p> <p>(現行) 夏季休暇は、<u>夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(読み替え後) 夏季休暇は、<u>夏季の期間（6月16日から11月30日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
施 行 期 日  附 則	公布の日（令和4年6月14日予定）

## 2 令和4年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

「1」と同様の新設を行う。

### 【参考】夏季休暇取得期間の拡大

#### 〔目的〕

任命権者において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務への影響を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、夏季休暇の取得期間（現行：7月1日～9月30日）を拡大

#### 〔内容〕

- 対象職員 全職員（会計年度任用職員を含む。）
- 取得可能期間 令和4年6月16日～令和4年11月30日

#### 〔過去の実施例〕

平成25年度	スポーツ祭東京2013開催に伴い拡大（6月16日～10月31日）
平成28年度	リオ大会開催・熊本地震の対応に伴い拡大（6月16日～10月31日）
平成29年度	休み方改革に向けた検証に伴い拡大（6月16日～10月15日）
平成31年度	東京2020大会の開催・運営の準備に伴う業務へ影響や大会時に想定される交通混雑の緩和に向けた取組等を踏まえ、夏季休暇の計画的取得を促進するため拡大（6月1日～10月31日）
令和2年度	新型コロナウイルス感染症対策及び東京2020大会開催・運営の準備に伴う業務への影響等を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため拡大（5月1日～11月30日）
令和3年度	新型コロナウイルス感染症対策及び東京2020大会開催・運営に伴う業務への影響等を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため拡大（5月1日～11月30日）

### 3 職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

長期勤続休暇の取得可能期間の特例を拡大するため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<p><b>規 定 の 内 容</b></p> <p>本文</p>	<p>○趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例を措置する。</p> <p><b>【長期勤続休暇の取得可能期間の特例の改正】</b></p> <p>(現行)</p> <p>令和2年12月31日から令和3年12月31日までの間に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第26条の2第2項第1号及び第2号並びに同条第3項各号に規定する期間の終期が到来する職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和4年12月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正案)</p> <p>令和2年12月31日から令和4年12月31日までの間に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第26条の2第2項第1号及び第2号並びに同条第3項各号に規定する期間の終期が到来する職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和5年12月31日とする。</p>
<p><b>施 行 期 日</b></p> <p>附則</p>	<p>公布の日 (令和4年6月16日予定)</p>

### 4 学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

「3」と同様の改正を行う。

#### 【参考】 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（抄）

(長期勤続休暇)

第26条の2 長期勤続休暇は、長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 長期勤続休暇は、次に掲げる期間において、日を単位として、勤続15年に達する場合は引き続き2日以内、勤続25年に達する場合は引き続き5日以内で承認する。(略)

一 勤続15年に達する日が属する年度の1月1日から2年間

二 勤続25年に達する日が属する年度の1月1日から2年間

三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一 勤続15年又は勤続25年に達する日が属する年度の1月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決(禁錮以上の刑の場合を除く。)が確定した日から2年を経過する日が属する年の翌年の1月1日から2年間

二 勤続15年又は勤続25年に達する日が属する年度の1月1日において、懲戒処分(別に定めるものを除く。)を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する

日が属する年の翌年の1月1日から2年間

三 前項第1号又は第2号に定める期間において、条例第15条に定める病気休暇その他任命権者が定める事由により勤務しなかった期間が、同項第1号又は第2号に定める期間の2分の1以上である職員 勤続15年又は勤続25年に達する日が属する年度の1月1日から3年間

四 勤続25年に達する日の属する年度の末日において59歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの 勤続26年に達する日が属する年度の1月1日から2年間

五 前項第1号若しくは第2号又は前各号に規定する期間において、国又は地方公共団体等に派遣されていた期間がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていない者 派遣が終了した日の翌日と前項第1号若しくは第2号又は前各号に規定する期間の終了日の翌日のうちいずれか遅い日から、前項第1号若しくは第2号又は前各号に規定する期間と派遣期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

## 5 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の特例を拡大するため、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
規 定 の 内 容 本文	<p>○ 趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例を措置する。</p> <p>【慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の特例の改正】</p> <p>（現行）</p> <p>○「結婚の日」が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の始期を「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日まで」から「令和3年1月1日から令和4年12月31日まで」とする。</p> <p>○「結婚の日」が令和3年1月7日から令和4年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の始期を「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日まで」から「結婚の日の1週間前の日から令和4年12月31日まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（改正案）</p> <p>○「結婚の日」が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の始期を「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日まで」から「令和3年1月1日から令和5年12月31日まで」とする。</p> <p>○「結婚の日」が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の始期を「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日まで」から「結婚の日の1週間前の日から令和5年12月31日まで」とする。</p> <p>※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。</p>
施 行 期 日 附則	公布の日（令和4年6月16日予定）

### **【参考】慶弔休暇（結婚休暇）**

- ・職員が結婚する場合に引き続く7日間の範囲内で承認
- ・休暇の始期は、結婚の日（婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日）の1週間前の日から6月を経過するまでの期間内の日

## **6 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則**

## **7 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則**

## **8 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正**

「5」と同様の改正を行う。

## **9 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程**

「5」と同様の内容について、規程を新設する。

4 総人職第 324 号  
令和 4 年 6 月 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

令和 4 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について (申請)

このことについて、別紙のとおり令和 4 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 16 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

4 教人勤第 102 号  
令和 4 年 6 月 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について（申請）

このことについて、別紙のとおり令和 4 年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

4 総人職第 326 号  
令和 4 年 6 月 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の長期勤続休暇の特例に関する規則（令和 2 年東京都規則第 189 号）

2 改正の理由

取得可能期間の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



4 教 人 勤 第 103 号  
令 和 4 年 6 月 7 日

東 京 都 人 事 委 員 会      殿

東 京 都 教 育 委 員 会  
( 公 印 省 略 )

学 校 職 員 の 長 期 勤 続 休 暇 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て ( 申 請 )

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 改 正 す る 必 要 が あ る た め 、 学 校 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 7 年 東 京 都 条 例 第 45 号 ) 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 承 認 を 申 請 し ま す 。

記

1 改正する規則

学 校 職 員 の 長 期 勤 続 休 暇 の 特 例 に 関 す る 規 則 ( 令 和 2 年 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 42 号 )

2 改正の理由

取 得 可 能 期 間 の 拡 大 に 伴 い 、 所 要 の 改 正 を 行 う 必 要 が あ る た め

3 改正案文

別 添 の と お り

4 総人職第 332 号  
令和 4 年 6 月 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 改正する規則  
職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和 2 年東京都規則第 201 号）
- 2 改正の理由  
取得可能期間の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文  
別添のとおり

4 教 人 勤 第 104 号  
令 和 4 年 6 月 7 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会  
( 公 印 省 略 )

学 校 職 員 の 慶 弔 休 暇 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て ( 申 請 )

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 改 正 す る 必 要 が あ る た め 、 学 校 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 7 年 東 京 都 条 例 第 4 5 号 ) 第 1 7 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 承 認 を 申 請 し ます。

#### 記

##### 1 改正する規則

学 校 職 員 の 慶 弔 休 暇 の 特 例 に 関 す る 規 則 ( 令 和 2 年 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 4 4 号 )

##### 2 改正の理由

取 得 可 能 期 間 の 拡 大 に 伴 い 、 所 要 の 改 正 を 行 う 必 要 が あ る た め

##### 3 改正案文

別 添 の と お り

4 教総総第 6 3 2 号  
令和 4 年 6 月 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
( 公 印 省 略 )

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部改正について  
(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和 2 年東京都教育委員会規則第 45 号）

##### 2 改正の理由

取得可能期間の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

4 議 総 第 2 1 3 号  
令 和 4 年 6 月 7 日

東 京 都 人 事 委 員 会      殿

東 京 都 議 会 議 長  
三 宅    し げ き  
( 公 印 省 略 )

東 京 都 議 会 議 会 局 会 計 年 度 任 用 職 員 の 慶 弔 休 暇 の 特 例 に 関 する 規 程 の 一 部 改 正 に つ い て ( 申 請 )

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 改 正 す る 必 要 が あ る た め 、 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 する 条 例 ( 平 成 7 年 東 京 都 条 例 第 15 号 ) 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 承 認 を 申 請 し ま す 。

#### 記

##### 1 改正する規程

東 京 都 議 会 議 会 局 会 計 年 度 任 用 職 員 の 慶 弔 休 暇 の 特 例 に 関 する 規 程 ( 令 和 2 年 東 京 都 議 会 議 長 訓 令 第 1 3 号 )

##### 2 改正の理由

取 得 可 能 期 間 の 拡 大 に 伴 い 、 所 要 の 改 正 を 行 う 必 要 が あ る た め

##### 3 改正案文

別 添 の と お り

監．総．企．管第2863号  
令和4年6月7日

東京都人事委員会 殿

警視総監 大石 吉彦  
( 公 印 省 略 )

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定（申請）

このことについて、別紙のとおり警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定をしたいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認を申請します。

# 規則新設等案文一覧

## ～ 目 次 ～

- 1 令和4年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則（2頁）
- 2 令和4年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則（3頁）
- 3 職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 5 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 6 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（9頁）
- 7 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（11頁）
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正（13頁）
- 9 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（14頁）

令和四年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和四年度における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年  
東京都規則第五十五号）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日  
から九月三十日まで」とあるのは、「六月十六日から十一月三十日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



令和四年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

令和四年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和四年度における学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月十六日から十一月三十日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則  
職員の長期勤続休暇の特例に関する規則（令和二年東京規則第百八十九号）の一部  
を次のように改正する。

「令和三年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、  
「令和五年十二月三十一日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

「令和三年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「令和四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則  
職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一号）の一部を次の  
ように改正する。

「令和四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「令和四年一月六日」  
を「令和五年一月六日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

「令和四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「令和四年一月六日」を「令和五年一月六日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する  
規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部  
を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都  
教育委員会規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

「令和四年一月六日」を「令和五年一月六日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 東京都議会議長訓令第 号

東京都議会 議会局

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（令和二年東京都議会議長訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月十六日

東京都議会議長 三宅 しげき

「令和四年一月六日」を「令和五年一月六日」に改める。

1 年 保 存  
令和 6 年 3 月 3 1 日まで

訓令乙第●号

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和 4 年 6 月 ● 日

警視総監 大 石 吉 彦

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年 3 月 30 日訓令甲第 17 号。以下「会計年度任用職員規程」という。）第 21 条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号。以下「規則」という。）第 24 条第 3 項に規定する結婚の日が令和元年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 6 日までの間にある会計年度任用職員（この訓令の施行の日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員規程第 21 条において準用する規則第 24 条第 2 項第 1 号の休暇を取得した職員を除く。）については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年度東京都規則第●●号）による改正後の職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和 2 年東京都規則第 201 号）の規定を準用する。この場合において、職員の慶弔休暇の特例に関する規則中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

# 新 旧 対 照 表 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 4 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正（7頁）

職員の長期勤続休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第百八十九号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>令和二年十二月三十一日から令和四年十二月三十一日までの間に 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東 京都規則第五十五号）第二十六条の二第二項第一号及び第二号並び に同条第三項各号に規定する期間の終期が到来する職員における同 条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和五 年十二月三十一日とする。</p>	<p>令和二年十二月三十一日から令和三年十二月三十一日までの間に 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東 京都規則第五十五号）第二十六条の二第二項第一号及び第二号並び に同条第三項各号に規定する期間の終期が到来する職員における同 条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和四 年十二月三十一日とする。</p>

学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十二号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>令和二年十二月三十一日から令和四年十二月三十一日までの間に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期が到来する職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和五年十二月三十一日とする。</p>	<p>令和二年十二月三十一日から令和三年十二月三十一日までの間に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期が到来する職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和四年十二月三十一日とする。</p>

職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和五年十二月三十一日」とする。</p>	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和四年十二月三十一日」とする。</p>



改正案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）第二十五条第三項（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条の規定により準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十五条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日を含む。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和五年十二月三十一日」とする。

現行

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）第二十五条第三項（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条の規定により準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十五条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日を含む。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和四年十二月三十一日」とする。

改正案	現行
<p>東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一十号）の規定を準用する。</p>	<p>東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一十号）の規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>東京都議会議会会計年度任用職員の特例に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第二十二条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規程第二十二条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一十号）の規定を準用する。</p>	<p>東京都議会議会会計年度任用職員の特例に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第二十二条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規程第二十二条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一十号）の規定を準用する。</p>